

所得控除連動型消費税免税マイナス金利デビットカード
(免税カード) のすすめ

東京経済大学 経済学部	安部 一壽也
〃	笠倉 一樹
〃 経営学部	樋口 拓郎
〃	深澤 広大

現在の日本経済は「アベノミクス」の経済政策を背景に回復基調にある。しかしながら、その実感は庶民まで波及するに至っていない。私たちは、この問題を改善するためには消費を活性化することが重要であると考えた。本稿の目的は消費の改善を通じて、所得の増加・物価の上昇を達成し、実感の伴う真の景気回復を成し遂げるために、実現可能性が高く、具体的な政策の提言を行うことである。

私たちの提案である『所得控除連動型消費税免税マイナス金利デビットカード(略称：免税カード)』は、これまでにほとんどなかった消費全体の直接刺激政策であると同時に、消費税の逆進性の緩和政策としても機能する政策である。この免税カードの特徴は次の4点である。第1に減税政策の実施手段にデビットカードを用いる点。第2に、このカードを用いた決済であれば、消費税が免税される点。第3に、預入額に上限があり、上限はカード所有者の所得控除額に連動する点。第4に、このカードは決済専用のカードで、原則、残高の引出は出来ず、長期保有には残高割引、すなわちマイナス金利が発生する点である。

この政策による最大の効果は、消費税の免税という消費行動に対するメリットとマイナス金利による消費以外の行動に対するペナルティを一つの政策で組み合わせることにより、消費の拡大効果が最大化されることだ。また、消費税は国の重要な財源であるため、過度な免税になりすぎないように、所得控除に連動した適切な免税上限を設けた。担税力に応じて増減する所得控除を採用することで、この政策は低所得者対策として、富裕層に恩恵が行きがちな量的緩和政策の補完としても機能する。また、決済にデビットカードを採用し、マイナンバーとの紐づけを行うことにより安全性・実施コストの面で高い実効性を確保した。実際にこの政策による消費の拡大規模を試算したところ、短期的には2783億円、長期的には1兆9080億円分消費を拡大しうる効果が推定されたため、消費活性化政策として十分に機能しうるということが認められた。

この政策により、政府は税収が縮小するが、景気を刺激する効果があるとともに、所得面からの社会保障にもなりうるため、その負担は小さい。店舗側もやり取りが煩雑になることがなく、免税による消費拡大の恩恵を受けることができる。最後にカードの発行主体として想定する銀行側も、預金、顧客の増加、マイナス金利預金による金利収入というメリットを享受することができる。

『免税カード』は、消費の活性化だけでなく、社会保障としての効果、電子決済の普及、ブロックチェーン技術の活用による今後の情報社会への政策実験としての効果と、様々な効果が期待される、今までにない全く新しい政策である。高い実効性のある『免税カード』の導入によって、真の景気の回復を消費者が実感してくれるようになることを期待したい。

1.日本経済の現状分析：消費が活性化してこそ真の景気回復

2012年以降、「アベノミクス」の経済政策を背景に、日本経済は、株価上昇やGDPの拡大、失業率の改善と全体としては堅調に成長を続けている（資料1）。にもかかわらず、景気回復の実感を庶民にまで波及させるには至っていない。というのも、一般に、景気の実感があらわれる平均世帯所得は10年前の水準からほぼ横ばいでむしろマイナスであるためだ（資料2）。

そして、所得とともに景気への実感を反映する消費も不活発だ。消費者態度指数は15年前をも未だに下回っており（資料3）、平均消費性向は近年減少傾向にある（資料4）。その上、家計消費支出も停滞を続けている（資料5）。

格差の拡大が叫ばれる中、私たちは、庶民レベルでの消費の活性化をもたらす政策こそ、真の景気回復には欠かせないものだと考える。すなわち、直接消費に働きかけ、消費の改善を通じて、所得の増加、需要主導による2%の物価上昇という日銀の政策目標の達成、何より実感の伴う真の景気回復を成し遂げるための具体的な政策提言を行うこと、それが本稿の目的である。

2.これまでの消費活性化政策の整理

本節では、消費活性化につながりそうな過去の政策を整理することで、消費の活性化に必要なエッセンスについて考察する。

2-1 一般的な財政・金融政策

まず、一般的な財政・金融政策は、それぞれ直接的には政府支出や民間の設備投資に働きかける需要刺激政策である。減税や補助金の場合は、可処分所得に働きかける。これらの政策は、刺激した需要の分の経済の成長、所得の増加を通じて、間接的に消費の拡大につながる。いわゆる、乗数効果である。しかし、間接的であるために、効果の波及に即効性がない。また、限界消費性向自体が落ち込んでいると、この乗数効果は弱くなってしまう。すなわち、現状ではこのような間接的な刺激では消費を効果的に改善させるのは難しい。

2-2 エコカー減税、住宅ローン減税などの消費行動に条件付けした減税政策

エコカー減税、住宅ローン減税は特定の消費行動に対して減税を実施する政策である。これらの政策は、消費行動に減税というメリットを付与するものであるため、直接消費を促す効果があり、即効性も期待できる。しかし、減税対象が特定の品目への消費だけに限定されており、消費全般の拡大のためには、やはり乗数効果の波及を待つしかない。

2-3 自由貨幣（スタンプ貨幣）

最後に、自由貨幣である。自由貨幣とは、1914年にシルビオ・ゲゼルがその代表作『自然的経済秩序』で提案した貨幣制度であり、その仕組みの肝は一定期間ごとに、貨幣価値が下がるという点にある（資料6）。いわば、消費以外の行動、すなわ

ち貯蓄に強烈なデメリットを設ける政策である。この仕組みが採用されたとしたら、貨幣には貯蓄するインセンティブがなくなるため消費が拡大することは想像に難くない。しかし、自由通貨には金融市場での資金供給が縮小してしまう点、貨幣の流動性が損なわれ、決済システム自体に支障が生じかねない点などの深刻な副作用が懸念される。

以上のことから、これまでの経済政策は、消費活性化という観点からは、そのほとんどが間接的な刺激に頼らざるを得ないものであること、いくつかある直接消費を刺激する政策も、その対象が特定品目であったり、深刻な副作用が懸念されたりするものであることが確認できた。

3.提案の着想

前節の考察から、消費全体の活性化のためには、次の3つの要素を併せ持った政策を行うことが必要だということが見えてきた。(1)直接的に消費を刺激する政策であること。(2)消費行動全般に何らかのメリットを付与すること。(3)消費以外の行動に過度にならない程度にペナルティを付与すること。

そして、(1)、(2)の条件を満たす政策を検討した結果、消費税の免税をベースとする政策という着想に至った。消費税は消費行動全般にかかる追加コストであり、その免除は、消費行動全般にメリットを付与する政策となりうる。また、2019年10月より消費税率の10%への増税が予定されており、消費税免税政策は増税の負担軽減政策ともなるため、その検討は、時期的にも有意義である。

しかし、消費税は重要な政府財源であるため、その免税を考える場合は、適切な規模の検討、財源負担増と消費・景気刺激効果のコスト・パフォーマンスの比較が必須である。政策実施にかかる実務的なコストの検討も重要だ。可変的な免税枠を設ける場合、その基準は虚偽申告の裁量が少ないものにすることが必要がある。そして、逆進性が問題視されている消費税の軽減政策を考える上では、低所得者対策としての効果も極めて重要となる。

以上の着想の元、軽減税率や所得給付に劣らない低所得者対策としての機能、電子決済やフィンテックの活用、自由貨幣のアイデアの継承など、最適な政策の在り方について検討を重ね、具体的で、かつ実効性が高い、今までにない方式の消費刺激政策を考え出した。以下では、その詳細を説明する。

4.私たちの提案：『所得控除連動型消費税免税マイナス金利デビットカード（略称：免税カード）』

4-1 提案の概要

私たちの提案である『所得控除連動型消費税免税マイナス金利デビットカード』とは、これまでにほとんどなかった消費全体の直接刺激政策であり、同時に、消費税の逆進性の問題の緩和政策としても機能する政策である。この免税カードの特徴

は、以下の４点である（資料 7）。第 1 に減税政策の実施手段にデビットカードを用いる。第 2 に、このカードを用いた決済であれば、消費税が免税される。第 3 に、預入額に上限があり、上限はカード所有者の所得控除額に連動する。第 4 に、このカードは決済専用のカードで、原則、残高の引出は出来ず、長期保有には残高割引、すなわちマイナス金利が発生する。

4-2 提案の詳細とその狙い

4-2-1 消費税免税とその狙い

消費税の免税は、消費財購入を条件とした減税政策であるといえる。したがって、これによって、消費財購入全般にメリットを付与することができ、消費を直接刺激する政策となると期待される。また、一般的な免税と同様、可処分所得の増加による乗数効果も期待できる。

4-2-2 所得控除額に応じた預入上限とその狙い

消費税は国の重要な財源であるため、過度な免税は出来ない。そのため、免税カードには預入上限を設ける必要がある。この上限は、単純に全員一律でも消費刺激政策としては特に問題ない。しかし、消費税には逆進性の問題がある。そのため、消費税免税政策を考える場合、低所得者対策の観点からも考慮する必要がある。

そこで私たちが考えたのが所得控除額に基づいた上限の設定である。所得控除額は家族構成や病気などによって担税力が低下している人、すなわち最低限の生活に必要な資金が大きい人ほどその額が大きくなる。そのため、ある意味で所得以上に税制面で優遇されるべき程度を示すものであり、この額に応じて消費税免税上限を設けることは、有効な低所得者対策となりうると考えられる。

また、所得控除には現在 14 種類のものがあり、その中には、医療費控除のように特定の支出に対する控除もあるが、基礎控除や扶養控除のように支出品目が限定されていないものもある（資料 8、9）。このうち、後者は基本的に一般的な消費財購入の支出となると思われる。この場合、この支出に対し、所得税は控除されるものの、消費税はかかってしまっているといえる。これはナンセンスであり、この点からも、消費税免税上限をこの所得控除に連動させる意味は大きいと思われる。

具体的には、支出品目を限定しない所得控除であり、かつ、最低生活費保証を目的にしている基礎控除、配偶者特別控除、配偶者控除、扶養控除、雑損控除、障害者等控除の合計額を、「免税カード」の年間預入上限とする（資料 10）。

4-2-3 マイナス金利方式とその狙い

免税カードは消費の活性化を目的としているため、入金されたものの、支出されなければ意味がなくなってしまう。入金額を一定期間に使用しなければ、残高が減っていくマイナス金利を導入するのは、このような事態を防ぐためである。また、免税カード口座から引出を不可とする（もしくは数%の引出手数料をもける）のも、

カードを使った消費を促すためである。ただし、実際は所得控除額以下の消費しかない人はほとんど存在しないため、うまく活用する限り、マイナス金利によるデメリットはほとんど発生しないと考えられる。

4-2-4 デビットカード利用とその狙い

この消費税免税政策の実施手段としてデビットカードを採用するのには、いくつかの理由がある。まず、既存の決済システムを利用できる点である。預入上限の管理やマイナス金利の管理も、特定カードに関してのみ行うのであれば、比較的容易であると同時にセキュリティ対策もとやすい。具体的には、公的個人認証サービスによって証明されるマイナンバー・確定申告情報と免税カードとを、ブロックチェーン技術によって紐づけることで、預入上限の管理は安全かつ迅速に行えると考えられる（資料 11-13）。

また、店舗側としても、特定のカードでの決済を免税とするだけなので、店舗の現場でのやり取りもほとんど煩雑にならずにすむ。そもそもデビットカードは、クレジットカードに比べて店舗側のメリットが多いため、店舗側の負担は小さく、むしろ消費拡大の恩恵のほうが大きいことが期待される（資料 14）。

また、NISA による減税が民間の証券会社を窓口としているように、免税カードも口座開設、カード発行の窓口は民間の銀行を想定する。これによって、カード発行手続きのコストを民間に負担してもらうことが出来る。銀行は免税カードを新規顧客獲得機会に利用できる。マイナス金利は銀行の収入にもなる。

このように、デビットカードを用いることは、政策当局、利用者、店舗、金融機関のコスト・手間・安全面の様々な観点において、非常に高い実現性を備えていると考えられる（資料 15）。加えて、他国に比べて遅れている電子決済の普及につながることも大きなメリットである。

4-2-5 他の消費税免税政策との比較

私たちの提案を、消費税増税に対する低所得者の負担軽減政策と捉えた場合、軽減税率や所得給付との比較検討は必須である。軽減税率、所得給付はいずれもきちんと機能すれば、低所得者対策となりうるものである。しかし、軽減税率は、食料品という一部の品目に偏っている点において、消費全般の刺激策とは言えず、またその実施コスト、現場の手間に関しても議論が分かれている。

一方で、低所得者への所得給付は低所得者対策としては最も直接的である。しかし、消費刺激という意味では、従来の政策同様、所得を通じた間接的な刺激策に過ぎない。また、不正受給が深刻な問題となっている生活保護同様（資料 16）、実際よりも所得を低く申告するインセンティブが発生してしまう。職業による所得捕捉率の差の問題もある。その点、所得控除であれば、過少申告の裁量もインセンティブも格段に小さいと考えられる。

すなわち、私たちの提案は、消費刺激政策としても、低所得者対策としても、軽減税率や所得給付と比べて、政策実効性において優れていると考えられる。

5.政策効果の試算

私たちは、提案による政策効果の試算を行った。試算において、消費税率は 8% を想定し、限界消費性向は、直近 23 年間のデータを使って OLS でのケインズ型消費関数の回帰分析を行い、推計された 0.8541 を用いた（資料 17）。

免税カードの預入上限となる 6 つの所得控除の 2016 年の総額は 4 兆 742 億円であった。したがって、免税カードによってまずは 4 兆 742 億円が無税で消費に使われる。そして、消費税が免除された分である 3259 億円だけ所得が増加する（この額は、政府の消費税収の減少額でもある）。そのうちの 85.41%である 2784 億円がさらなる消費に使われる。これが、短期的な消費拡大効果である。また、乗数効果は 1 兆 9080 億円となる。この景気拡大による税收増を考慮すると、実質的な政府の税收減少額は 1733 億円にまで減少する。

試算の結果、短期的には 0.09%、長期的には 0.63%分だけ、民間最終消費支出を押し上げる効果が認められた（資料 18）。

6.2 つの実地調査：学生へのアンケートと教授へのインタビュー

本提案に関して、学生へのアンケートと、財政学に知見のある岡本英男教授（現東京経済大学学長）へのインタビューを行った。アンケートの結果、私たちの提案である免税カードの利用希望率は 87%にも上り、許容されるマイナス金利水準としては、約 2%という数字が目安として与えられた（資料 19）。

また岡本教授へのインタビューでは、この提案に対して、複雑ではあるが、直接的に消費を刺激する提案として意義は大きい。との意見を頂けた。その他にも、消費税の免税分が所得面からの社会保障につながるため、税收の減少額全てを純粋な財政負担と考える必要はなく、低所得者向けの制度である本提案は、富裕層に恩恵が行きがちな日本銀行の量的緩和政策を補完しうる政策として有意義であるとの意見や、マイナンバー利用政策として、今後の応用に生かせる実験的意義が大きいとの意見を頂いた（資料 20）。

7.おわりに

『免税カード』は、消費の活性化だけでなく、社会保障としての効果、電子決済の普及、ブロックチェーン技術の活用による今後の情報社会への政策実験としての効果と、様々な効果が期待される、今までにない全く新しい政策である。高い実効性のある『免税カード』の導入によって、真の景気の回復を消費者が実感してくれるようになることを期待したい。

主たる参考文献及び参考ページ URL

- ・ 「経済政策の考え方 マニフェストを読む前に」大矢野栄次 中央経済社
- ・ 「ブロックチェーンの未来 金融・産業・社会はどう変わるのか」翁百合・柳川範之・岩下直之 日本経済新聞出版社
- ・ 「はじめてのビットコイン」ビットコイン研究所著 佐々木健二監修 AT パブリケーション
- ・ 「仮想通貨 技術・法律・制度」岡田仁志・高橋郁夫・山崎重一郎 東洋経済新報社
- ・ シルビオ・ゲゼル「貨幣制度改革」山田明紀訳、アルテ
- ・ 「(日本の失われた 20 年)における財政政策の評価」 岡本英男 東京経済大学学術研究センター年報 特別号
- ・ 日本銀行 決済・市場 Fin Tech センター
(<https://www.boj.or.jp/paym/fintech/index.htm/>) 2018/9/29
- ・ 国税庁 軽減税率制度とは
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/01.htm>) 2018/9/13
- ・ 国税庁 所得税のしくみ
(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_1.htm) 2018/8/3
- ・ 厚生労働省 生活保護制度の現状について
(https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000164401.pdf)
2018/9/13 |
- ・ 国税庁 第 142 回 平成 28 年度版 National Tax Agency 国税庁統計年報 2018/9/29

(<http://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/h28/h28.pdf>) 2018/8/21
- ・ 国税庁 民間給与実態統計調査
(<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan/top.htm>)2018/8/21
- ・ 国税庁 所得向上のあらまし 2018/9/29
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1101.htm>)

- ・ 厚生労働省 毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）：結果の概要
2018/9/28
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>)2018/8/21
- ・ 経済産業省 FinTech ビジョン 2018/9/28
(http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170508001_1.pdf)
- ・ 内閣府 所得税における水平的公平性について 2018/9/29
(<http://www5.cao.go.jp/keizai3/discussion-paper/dp031.pdf>)
- ・ 内閣府 国民経済計算 2018/9/28
(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>)
- ・ 内閣府 消費動向調査 2018/9/28
(http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/menu_shouhi.html)
- ・ 総務省統計局 家計調査報告 2018/9/28
(<http://www.stat.go.jp/data/joukyou/index.html>)
- ・ 総務省統計局 労働力調査 2018/9/28
(http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/menu_shouhi.html)
- ・ 総務省 マイナンバーカードを活用したオンライン取引の可能性について 2018/9/28
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html)
- ・ 総務省 参考資料 2018/9/28
(http://www.soumu.go.jp/main_content/000380632.pdf)
- ・ 日本経済新聞社 日経平均株価 2018/9/29
(<https://www.nikkei.com/markets/worldidx/chart/nk225/>)
- ・ 厚生労働省 グラフで見る 世帯状況 2018/9/28
(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h28.pdf>)
- ・ 消費関数の実証分析-大阪大学経済学部 2018/9/28
(<http://www2.econ.osaka-u.ac.jp/~tanizaki/class/zemi/report.pdf>)
- ・ 公的個人認証サービスとブロックチェーンを用いたスマートコントラクトシステムの提案 2018/9/12
(http://gakkai.sfc.keio.ac.jp/show_pdf/ORF2017-13.pdf)
- ・ エコカー減税とは 2018/8/1
(<https://www.nissan.co.jp/EVENT/TAX/ABOUT/>)
- ・ 住宅ローン減税制度の概要 2018/8/1
(http://sumai-kyufu.jp/outline/ju_loan/)

- クレジットカードの読み物 2018/8/1
(<https://news.cardmics.com/>)

資料 1 アベノミクスによる景気の回復

(1) 日経平均株価の推移



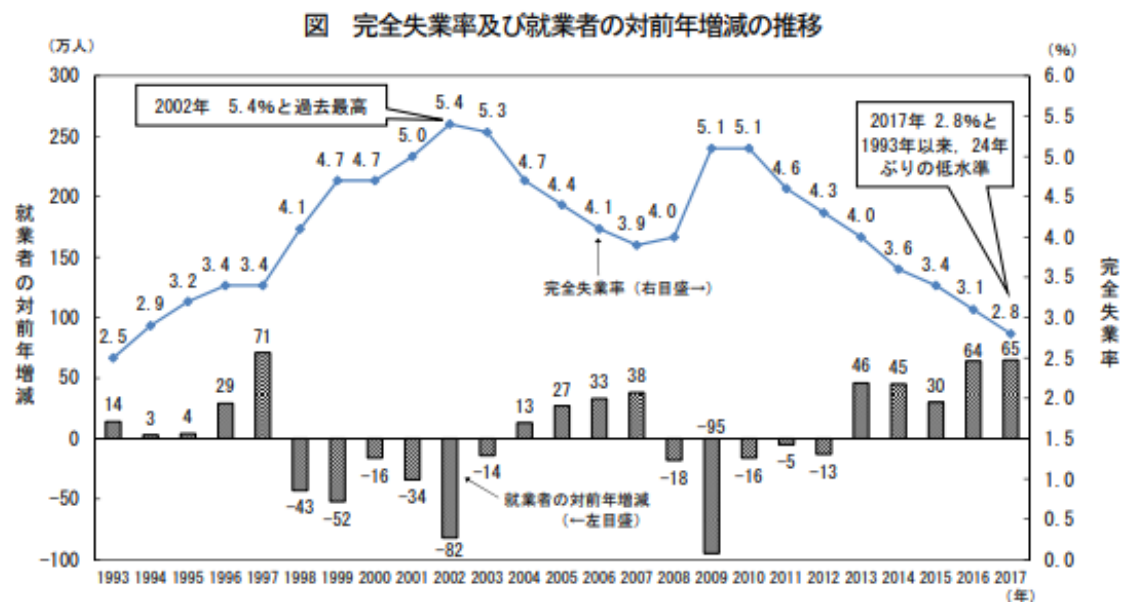
(引用)『日経平均株価』 <https://www.nikkei.com/markets/worldidx/chart/nk225/>

(2) GDP の推移



内閣府『国民経済計算』を元に筆者作成

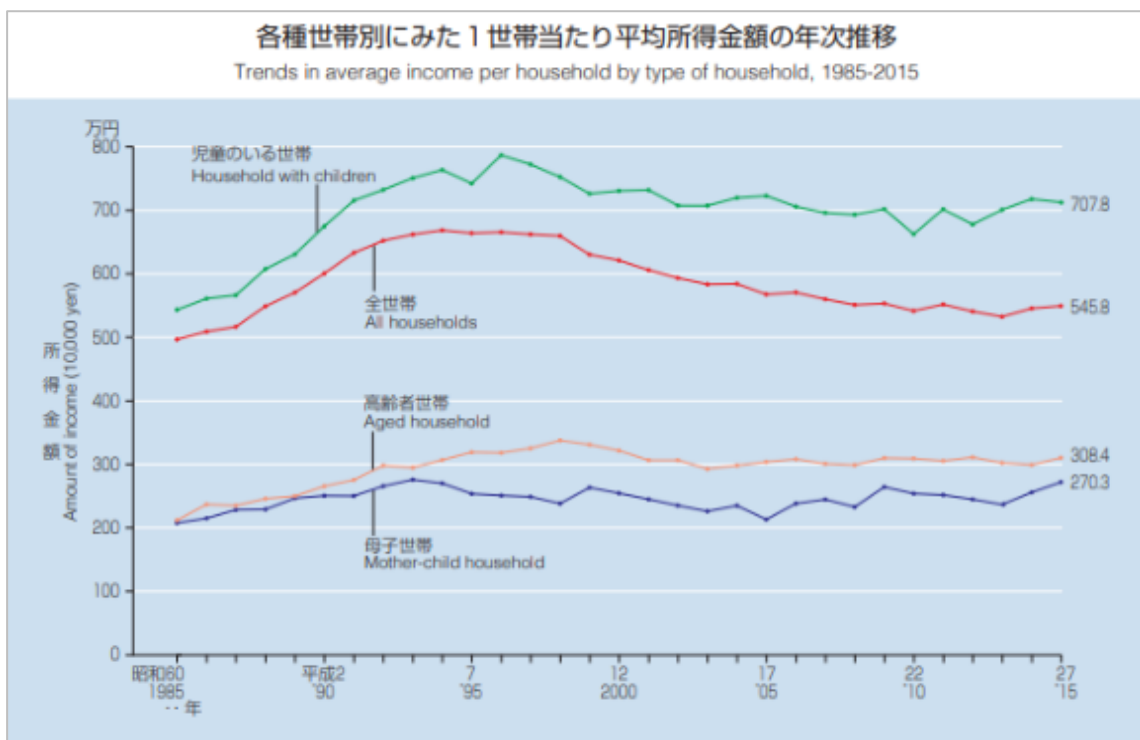
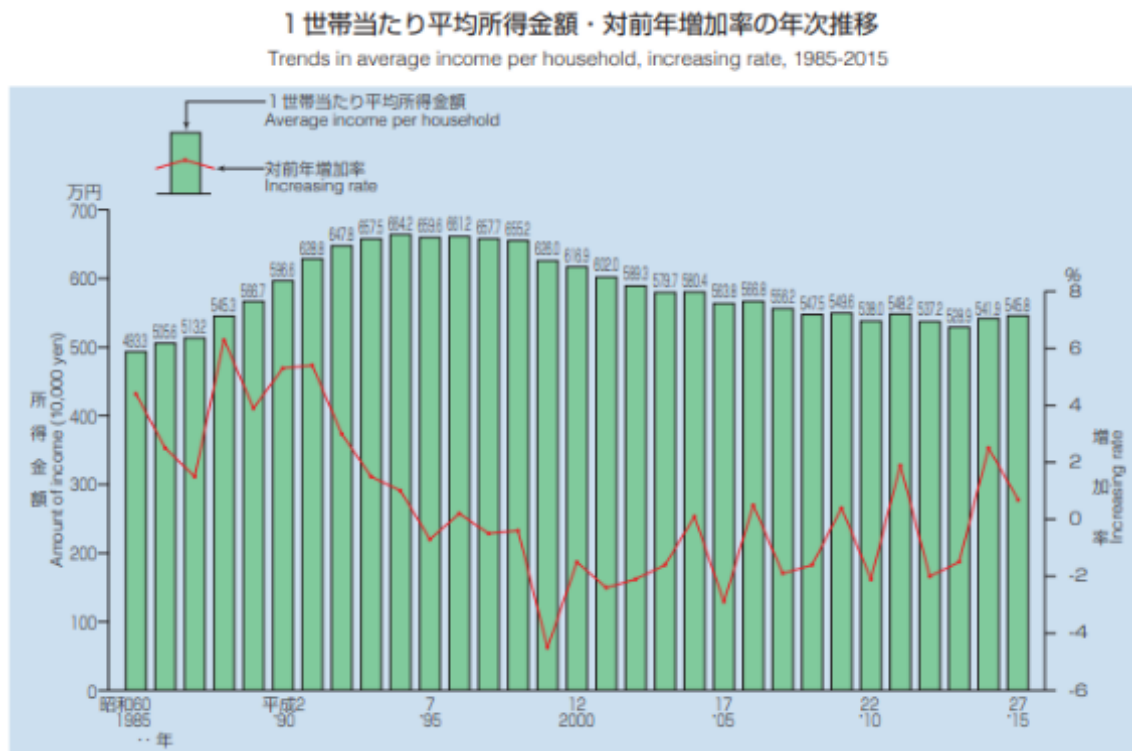
(3) 失業率の推移



(引用) 『労働力調査』

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/pdf/index1.pdf>

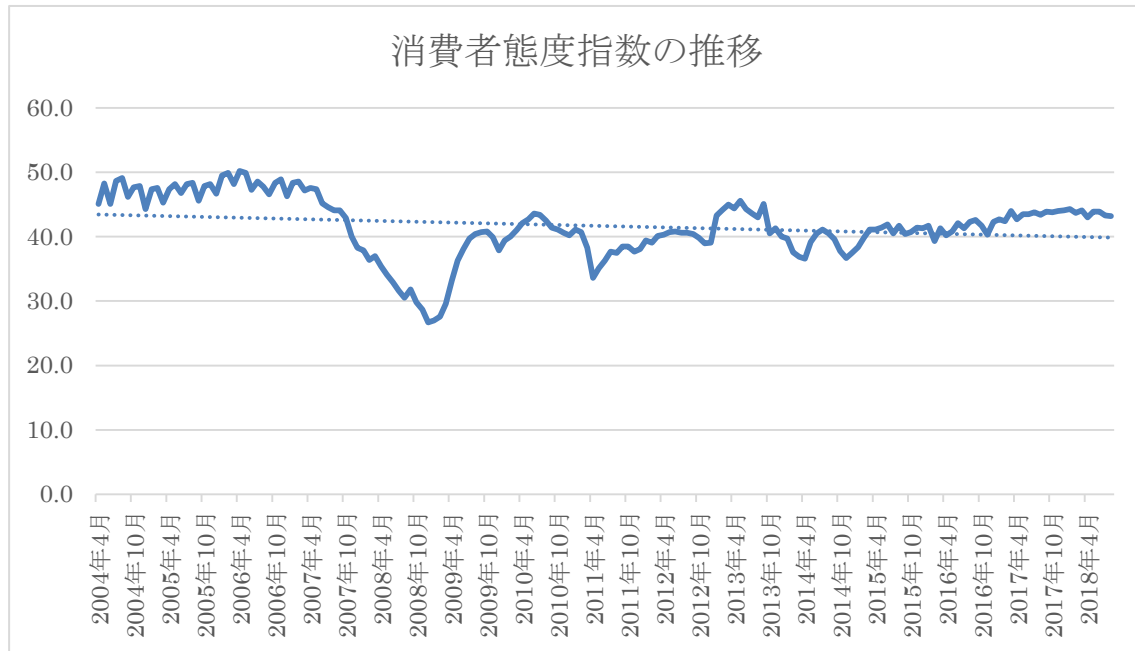
資料 2 平均世帯所得の推移



(引用)『グラフで見る 世帯の状況』

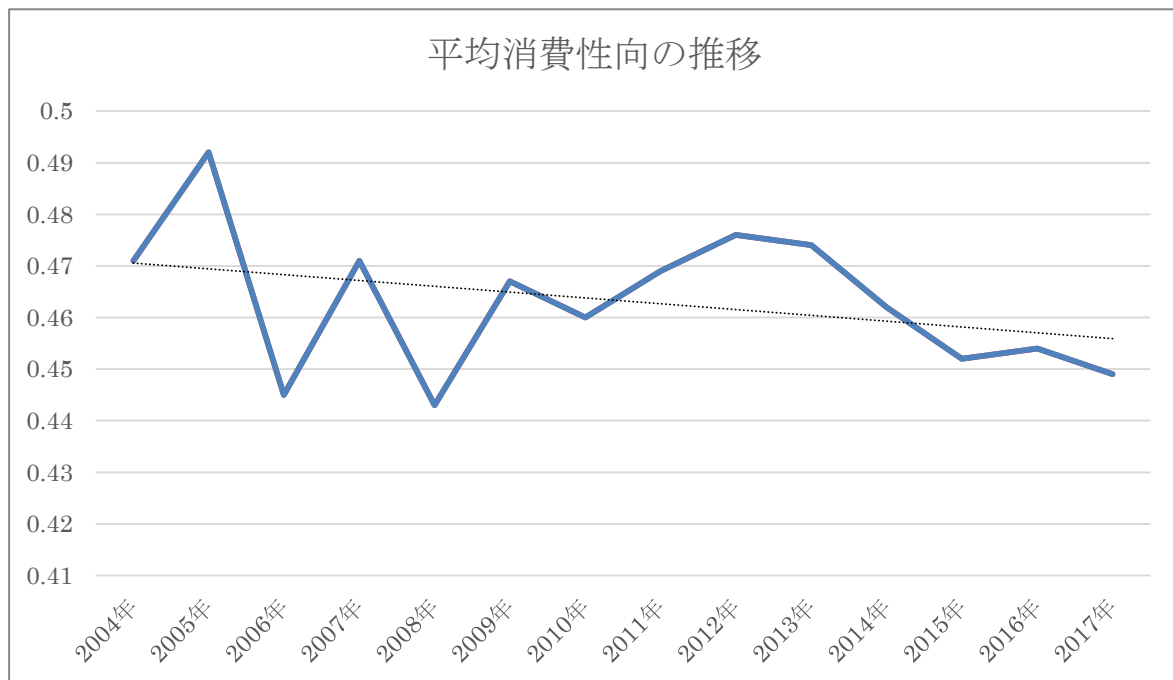
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h28.pdf>

資料 3 消費者態度指数の推移



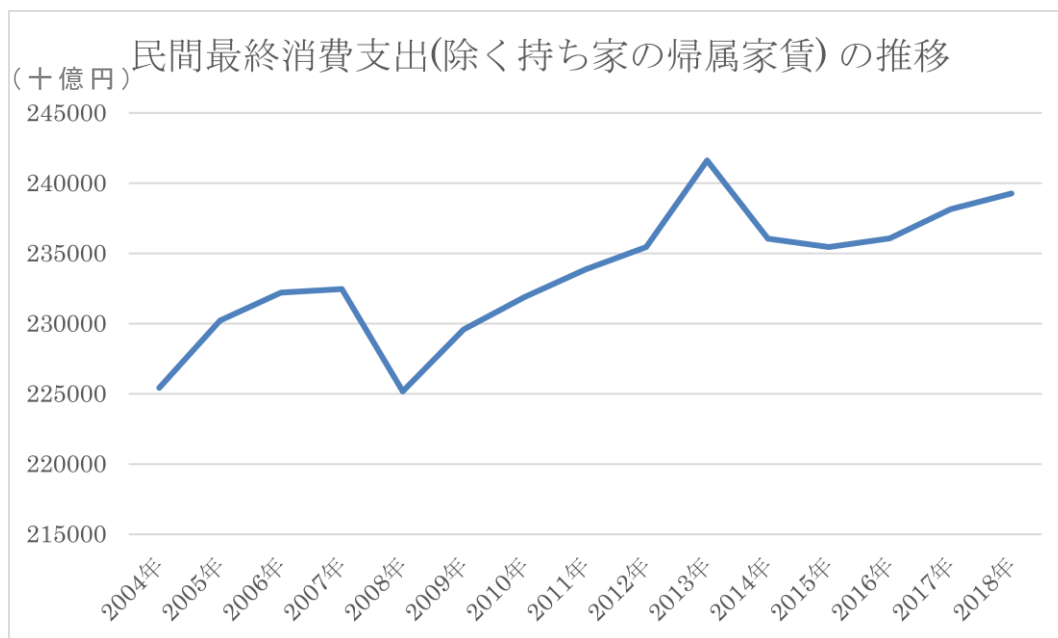
内閣府『消費動向調査』を元に筆者作成

資料 4 平均消費性向の推移



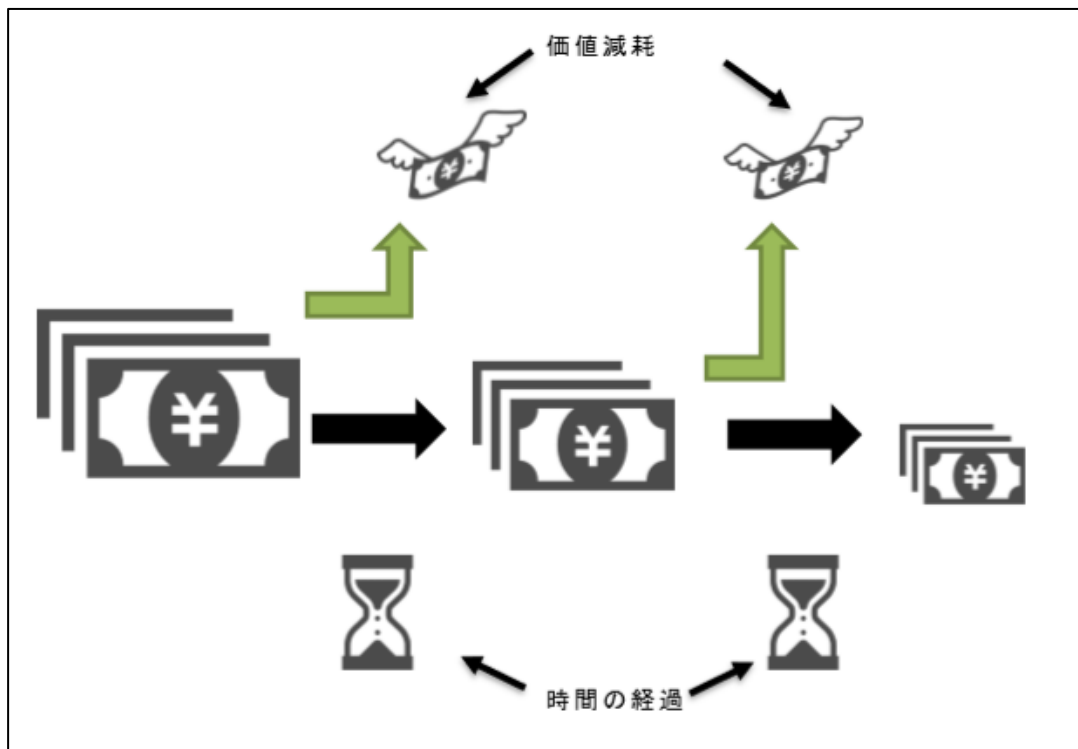
総務省統計局『家計調査報告』を元に筆者作成

資料 5 民間最終消費支出（除く餅屋の帰属家賃）の推移



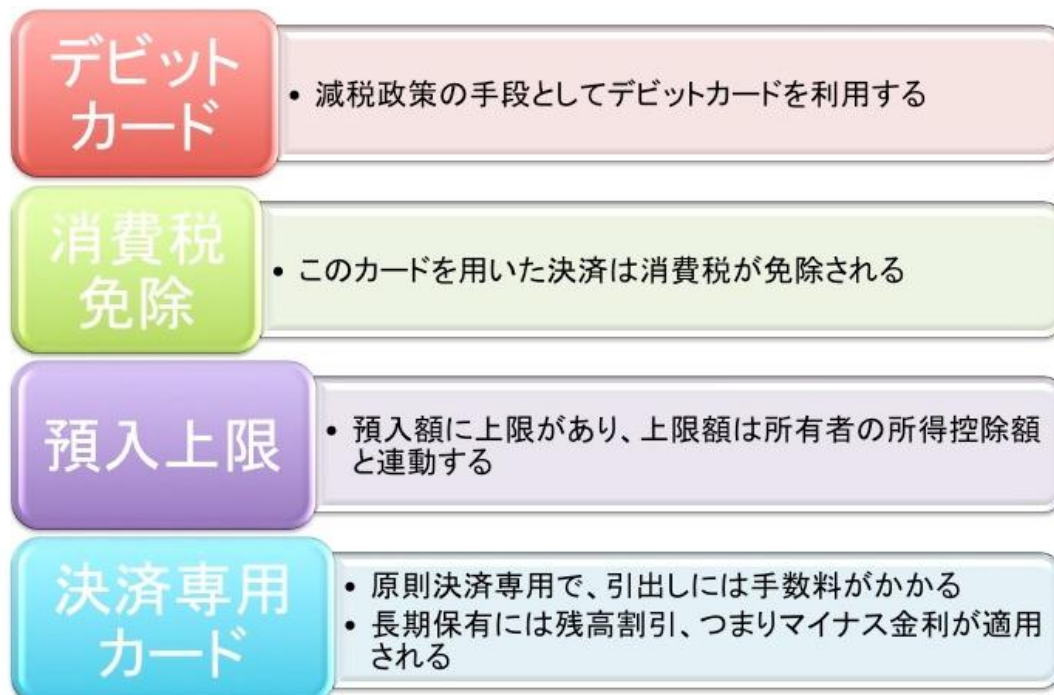
内閣府
『国民
経済計
算』を
元に筆
者作成

資料 6 自由通貨（スタンプ通貨）



シルビオ・ゲゼル著『貨幣制度改革』を元に筆者作成

資料 7 所得控除連動型マイナス金利消費税免税デビットカード概要



筆者作成

資料 8 所得控除

名称	詳細
雑損控除	災害又は盗難もしくは横領によって、被害を受けた場合、一定額の所得控除を受けられる
医療費控除	自己又は配偶者、親族の医療費を一定額以上支払った場合、医療費を元に所得控除を受けられる
社会保険料控除	自己又は配偶者親族の社会保険料を支払った場合、支払った金額に応じて所得控除を受けられる
小規模企業共済等掛金控除	納税者が小規模企業共済契約の掛金をそ払った場合、掛金の控除を受けられる
生命保険控除	納税者が生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合、一定額の所得控除を受けられる
地震保険料控除	損害保険等の地震等損害部分の保険料又は掛金を支払った場合、一定額の所得控除を受けられる
寄付金控除	特定寄付金を支出した場合、所得控除を受けられる
障害者控除	納税者又は配偶者、扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合は、一定額の所得控除を受けられる
寡婦、寡夫控除	納税者自身が寡婦又は寡夫の場合一定額の所得控除を受けられる
勤労学生控除	納税者自身が勤労学生の場合、一定額の所得控除を受けられる
配偶者控除	納税者に所得税法上の控除配偶者がいる場合、一定額の所得控除を受けられる
配偶者特別控除	配偶者に38万以上の所得があり、配偶者控除を受けられない場合、配偶者の所得額に応じて一定額の所得控除を受けることができる
扶養控除	納税者の親族に所得税法上の控除対象扶養親族がいる場合、一定額の所得控除を受けられる
基礎控除	納税者に一律で受けられる控除一律38万円

国税庁『所得控除のあらまし』を元に筆者作成

資料 9 想定する所得控除の概要

	控除の内容
基礎控除	一律38万円 納税者全員に適用
配偶者特別控除	配偶者控除が受けられない場合38万円まで受けられる
配偶者控除	配偶者がいる場合の控除基本38万円
扶養控除	扶養家族がいる場合の控除基本38万円
雑損控除	災害や盗難などの被害に応じて変動
障害者控除	配偶者に障害者がいる場合基本的に一人27万円
寡婦、寡夫控除	夫、妻と死別、離婚した場合の控除基本的に27万円
勤労学生控除	納税者自身が勤労学生の場合の控除27万円

※補足

国税庁『第142回国税庁統計年表 所得控除表』では障害者控除・寡婦、寡夫控除、勤労学生控除は「障害者等控除」と記載されているため、本稿では表記を「障害者等控除」で統一。

国税庁『所得控除のあらまし』を元に筆者作成

資料 10 預入上限額の概要

夫 会社員	控除額	適用される控除
	38万円	基礎控除
	38万円	配偶者控除
	38万円	扶養控除
	63万円	特定扶養控除※19歳から23歳の扶養家族

想定

A家族(夫婦2人子供2人)

夫:会社員、妻:専業主婦

子:学生(16歳、19歳)

預入上限額合計177万円

免税による実質所得増加額14万1600円

夫 会社員	控除額	適用される控除
	38万円	基礎控除
	38万円	配偶者控除
	38万円	扶養控除
	27万円	障害者控除

想定

B家族(夫婦2人子供1人)

夫:会社員

妻:専業主婦、子:学生(16歳)(所得税法上の障害者)

預入上限額合計141万円

免税による実質所得増加額11万2800円

妻 会社員	控除額	適用される控除
	38万円	基礎控除
	27万円	寡婦控除
	38万円	扶養控除

想定

C家族(妻1人子供1人)

妻:会社員、子:未就学児

預入上限額合計103万円

免税による実質所得増加額8万2400円

夫 会社員	控除額	適用される控除
	38万円	基礎控除
	38万円	配偶者控除
	38万円	扶養控除
妻 会社員	38万円	基礎控除

想定

D家族(夫婦2人扶養親族1人)

夫:会社員

妻:会社員

夫の父:定年退職(70歳)

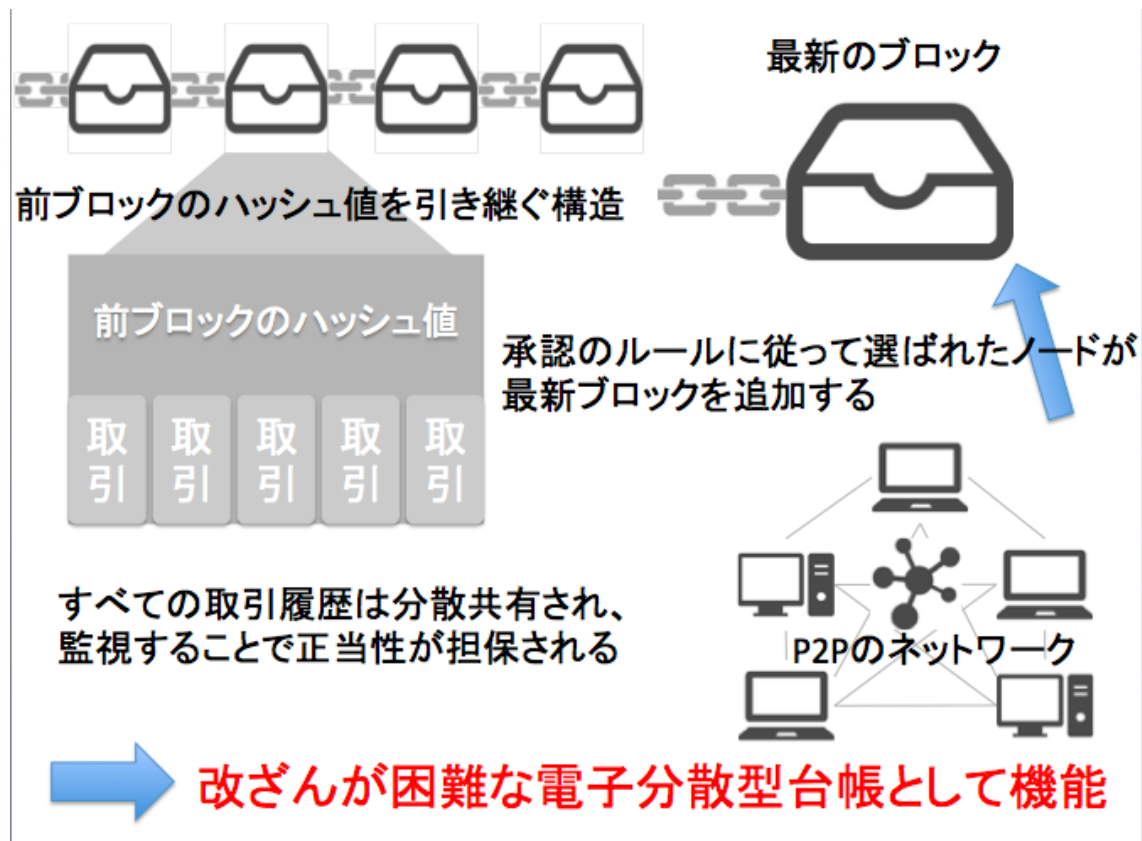
預入上限額合計152万円

免税による実質所得増価額12万1600円

厚生

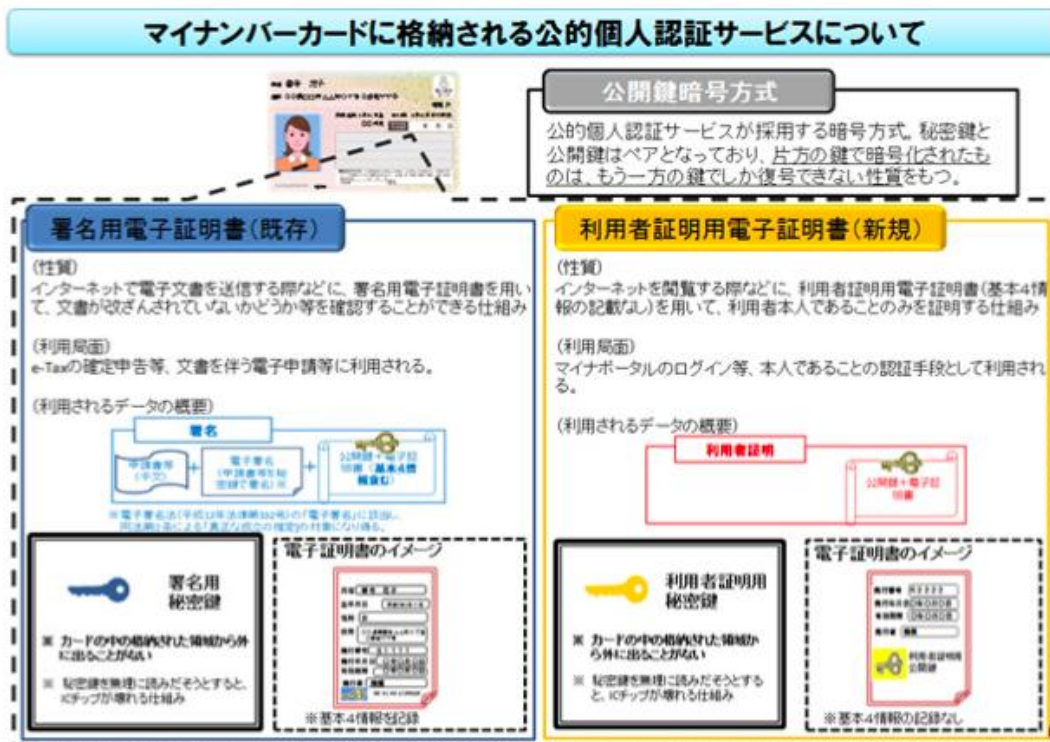
労働省ホームページを元に筆者作成

Bitcoin: A Peer-to-Peer Electronic Cash System
by Satoshi Nakamoto, 2008



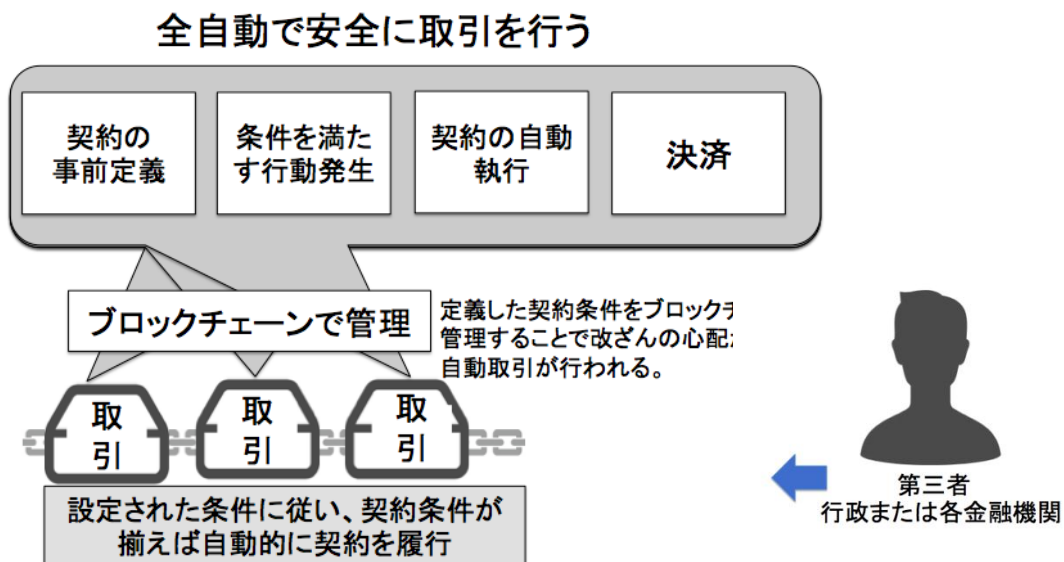
翁百合・柳川範之・岩下直之著 「ブロックチェーンの未来 金融・産業・社会はどう変わるのか」 日本経済新聞出版社を元に筆者作成

資料 12 公的個人認証サービスの概要



(引用) 総務省ホームページ『公的個人認証サービスによる電子証明書』
http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html

資料 13 所得控除連動型消費税免税マイナス金利デビットカードの概要



総務省『マイナンバーカードを活用したオンライン取引の可能性について』
を元に筆者作成

資料 14 各種カードの比較

	デビットカード	クレジットカード	電子マネーカード
支払い	即口座から引き落とし	カード会社が後日請求	事前払込
料金回収	3営業日後入金	月二回入金	事前入金
店側 手数料	2~3%	4~7%	3%前後
限度額	口座残高が利用上限額	利用者の年齢やカードの種類によって異なる	入金残高が利用上限
パスワード	あり	あり	なし
発行会社	銀行	クレジットカード会社	カード発行会社

デビットカードの利点

- 利用者にとっては即日口座から引き出されるので管理がしやすい
- 店側の負担手数料が低く、料金回収がスムーズに行える
- 口座残高が利用上限のため、使いすぎる懸念がない
- パスワードが設定されているので、不正利用を防ぐ
- 発行会社が銀行なので今回の提案との相性がいい

筆者作成

資料 15 免税カードの利用例

- ・利用者はマイナンバーカードを銀行に持参し、銀行で発行手続きをする



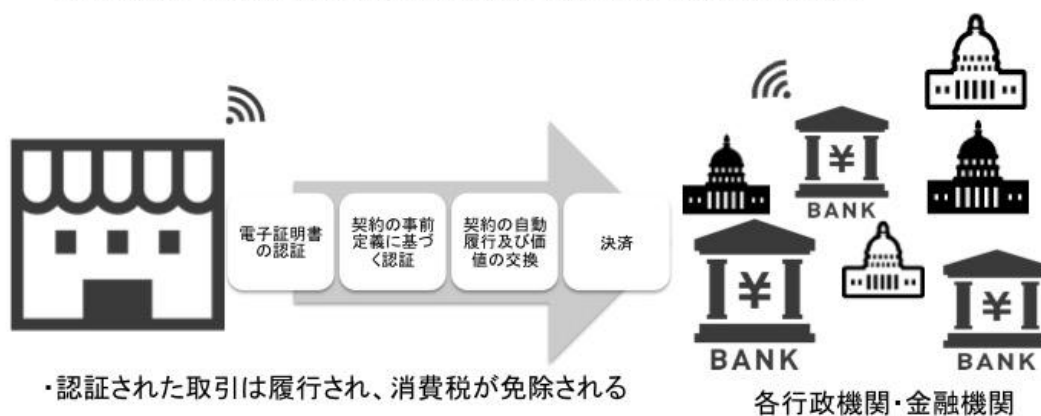
- ・銀行は免税カード(所得税控除額と紐付いた)口座を開設し、消費者は口座に所得税控除額まで入金して利用出来る



- ・利用者がこの免税カードで買い物をする場合



- ・免税カードに基づいた取引記録、電子証明書の有効性を行政機関、金融機関が確認
- ・プログラムに基づき自動的に取引の認証、及び取引記録の作成を行う



・取引が成立すると同時に銀行の口座から引き落としが行われる



・マイナス金利による価値減耗によって消費を促進する



・引出しによる手数料によって口座残高の消費を促進する



筆者作成

資料 16 生活保護に関する資料

平成 22 年から 27 年の生活保護受給者と総額

年度	不正受給件数(人)	金額(千円)
22年度	25,355	12,874,256
23年度	35,568	17,312,999
24年度	41,909	19,053,722
25年度	43,230	18,690,333
26年度	43,021	17,479,030
27年度	43,938	16,994,082

発覚しているだけで毎年約150億円以上の不正受給が発生している

厚生労働省『生活保護制度の現状』を元に筆者作成

資料 17 限界消費性向の推定

最小二乗法を用いてケインズ型消費関数を回帰することで限界消費性向の推定を行った。ケインズ型消費関数は以下の一次式で表される。

$$C_t = \alpha + \beta Yd_t$$

C_t = 実質最終消費支出 Yd_t = 実質国民可処分所得

α = 基礎消費 β = 限界消費性向

分析には、内閣府『国民経済計算』より 1994 年～2016 年の 23 年間の暦年データを用いる。以下が、抽出したデータである。

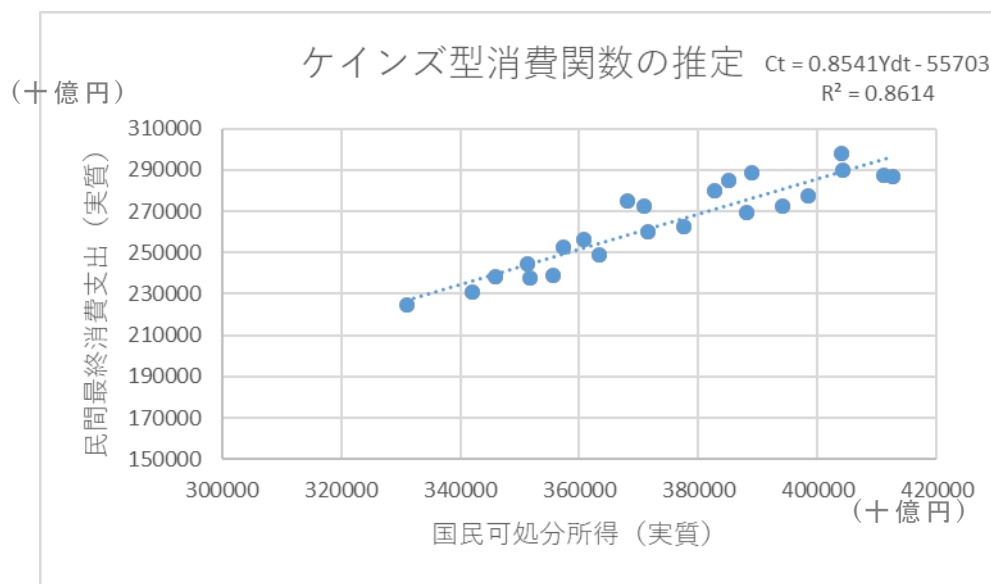
実質民間最終消費支出と実質国民可処分所得の推移1994年～2016年

(単位：十億円)

年	実質民間最終消費支出	実質国民可処分所得	年	実質民間最終消費支出	実質国民可処分所得
1994	224884.3333	331012	2006	272563.6448	394201.8501
1995	231008.969	342052.808	2007	277751.7306	398444.5276
1996	238664.3882	355567.3418	2008	272592.2357	370865.5753
1997	237488.5452	351701.9231	2009	274942.2414	368070.3065
1998	238321.2427	345842.3174	2010	279759.4358	382805.1556
1999	244343.8462	351362.3077	2011	284631.7554	385109.5661
2000	248658.8745	363245.1948	2012	288920.7547	388970.7051
2001	252861.525	357380.7187	2013	298020.8748	404137.2763
2002	256422.6868	360815.3915	2014	290038.1553	404308.5437
2003	260349.1403	371531.0407	2015	287162.7863	411089.5038
2004	262556.3521	377611.9782	2016	287004.3935	412591.1175
2005	269516.7433	388111.5915			

推計により以下の結果が得られた。

$$C_t = 0.8541Yd_t - 55703$$



概要

回帰統計	
重相関 R	0.928132613
重決定 R2	0.861430147
補正 R2	0.854831582
標準誤差	8172.563673
観測数	23

分散分析表					
	自由度	変動	分散	観測された分散比	有意 F
回帰	1	8719412622	8719412622	130.5481146	1.78889E-10
残差	21	1402606737	66790796.99		
合計	22	10122019359			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%	下限 95.0%	上限 95.0%
切片	-55703.34532	28057.31077	-1.985341566	0.060320043	-114051.7172	2645.026608	-114051.7172	2645.026608
X 値 1	0.854100948	0.074752187	11.42576538	1.78889E-10	0.698645266	1.009556631	0.698645266	1.009556631

以上により、限界消費性向 $\beta = 0.8541$ という推定結果が、統計的に有意な値として得られた。

資料 18 提案による消費拡大規模の試算

私たちの提案によりどれだけ消費が拡大し得るかの試算を行った。

試算に用いる控除額のデータは『第 142 回 国税庁統計年報』（2016）の所得控除表から雑損控除・障害者等控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の総額のデータを引用する。

区分	計（単位：百万円）
基礎控除	2,422,816
配偶者特別控除	36,570
配偶者控除	696,281
扶養控除	655,291
雑損控除	6,908
障害者等控除	256,374
計	4,074,240

また、限界消費性向は（資料 18）で与えられた値である 0.8541、消費税は 8%（2018 年 9 月 30 日現在）を用いる。

以下が提案による消費拡大規模の試算である。

区分	金額(単位:百万円)	計算式
預入上限総額 ＝免税カードによる消費支出総額	4,074,240	雑損控除総額+障害者控除総額+配偶者控除総額 +配偶者特別控除+扶養控除総額+基礎控除総額
免税による可処分所得増加分 ＝政府の税収減	325,939	免税上限額*消費税
可処分所得の増加による消費増加分	278,384	免税による実質所得増加分*限界消費性向
乗数効果により期待される 追加的な消費の増加分	1,908,051	実質所得の増加による消費増加分/(1-限界消費性向)
実質的な税収減	173,295	政府の税収減(免税による可処分所得増加分)－乗数 効果により期待される追加的な消費の増加分*0.08

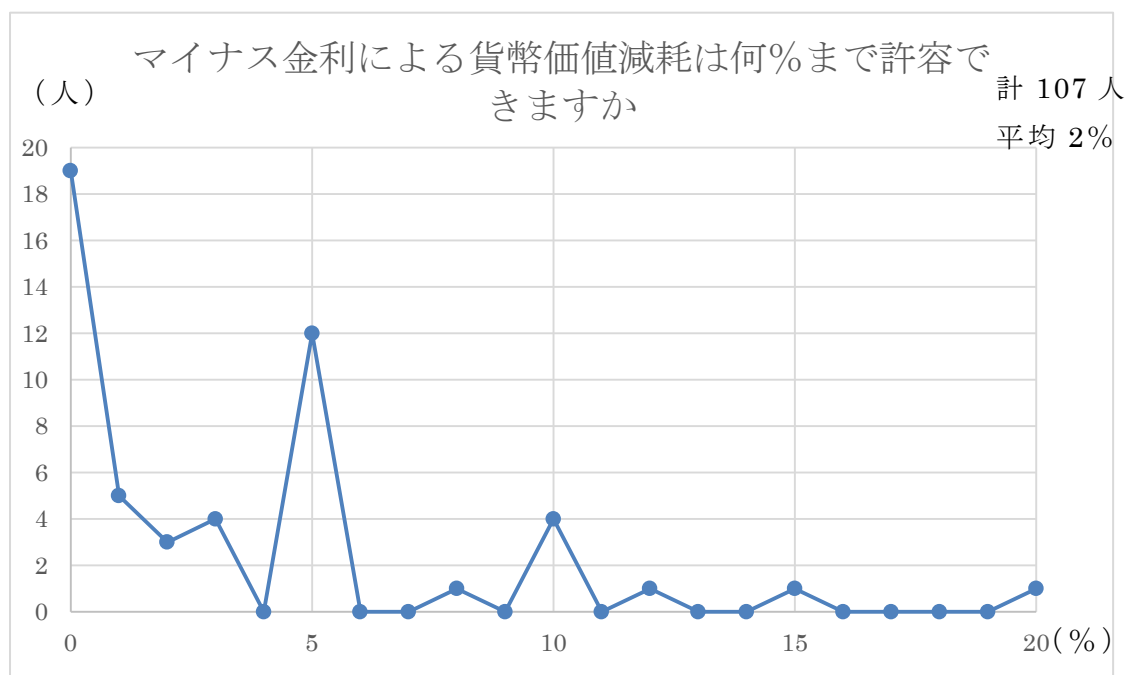
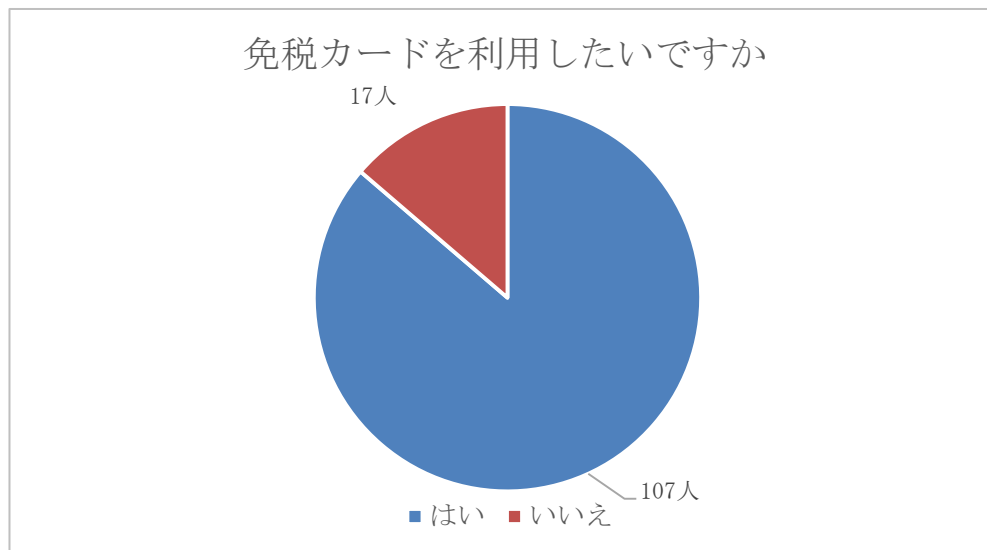
日本の民間最終消費支出（名目）は内閣府『国民経済計算』（2016）によると 300 兆 4930 億円なので私たちの提案には短期的にみると毎年約 0.09%分消費を押し上げるということが可能であることが分かった。

また、乗数効果が働くことで長期的には毎年約 0.63%分消費を拡大させる効果も期待される。

資料 19 学生アンケートの結果

1.日時：2018 年 9 月 25 日

2.対象：東京経済大学 経済学部 経済学部の学生 計 124 人



資料 20 本学学長へのインタビュー

1.日時：2018 年 9 月 27 日（木）

2.対象：岡本英男教授（現東京経済大学学長）

1951 年、兵庫県生まれ。1974 年、愛媛大学法文学部法学科経済学専攻を卒業。1977 年東北大学大学院経済学研究科修士課程を修了、1980 年東北大学大学院経済学研究科博士課程を満期退学。2009 年 02 月 18 日「福祉国家の可能性」で、東京大学より、博士（経済学）を取得。2002 年より日本財政学会理事、2005 年より日本地方財政学会理事など、学界の要職を歴任している。

3.インタビューの目的

財政学を専門としている岡本教授に、自分たちの提案に対する意見をいただくことを目的とし、インタビューを行った。

4.ご意見

(1)提案全体について

直接的な消費刺激がしたいという提案は学生らしくて面白い。ただ、無税とするのではなく、例えば 10%から 5%に、というように減税するという仕組みにしてもいいかもしれない。この提案であれば、所得の不正申告は起きず、消費の活性化が明確。デビットカードとマイナンバーのリンクについては、特にマイナンバーは現在ほとんど使われていないため、今後様々なもの（児童手当の給付等）に応用していける可能性がある。

(2)消費活性化を重要課題と考えることについて

今の日本経済の問題は、消費がなかなか活性化しないことであり、消費の活性化については重要だと考えている。今の日本では、経済は景気に依存していて、経済と連動して財政を見るという視点が弱い。連帯のために増税が必要という考えが流行している。必要なのは、なぜ消費が増えないのかについては真剣に考えることだ。消費の活性化を間接的な方法で行うことは、やはり限界があるため、提案のように、消費支出を 0.63%押し上げられるのならば、非常に魅力的である。

(3)提案の消費刺激策としての有効性について

食料品の税軽減ではストレートな消費刺激策としては不十分で、所得給付では過少申告を免れない。しかし、所得控除内での消費税免税は品目を特定せず、過少申告も意味をなさない。直接的に消費刺激ができる点と乗数効果による追加消費の増

加が期待できる点は最大のメリットであるといえ、シルビオ・ゲゼルの自由貨幣のアイデアもうまく盛り込んだ実現可能な案だと感じた。ただし、0.63%の上昇は、乗数効果による長期効果であるため、短期効果と分けて考える必要がある。

(4)提案の低所得者対策としての有効性へのご意見

所得に占める所得税控除額の割合が高い低所得者への対策になっていて、消費税の弱点をカバーしている。この提案と現行の金融政策のポリシーミックスにより、政策の恩恵が富裕層に向かいがちな現状からの脱却を目指せる。低所得者に対して消費を保証していることが、社会保障の給付に代わっていて、それは、「(所得面からの)間接的な社会保障」になっているといえる。

(5)提案の減税が政府財政に与える影響へのご意見

消費税の税収は約 17 兆円である。そのうちの約 4000 億円というのは、数字だけで見たら大きいかもしれないが、税収の減少分は社会保障に回っていると考えることができる。また乗数効果による所得の増加が税収増につながるため、政府財政にとっては大きな負担にはならないと考えられる。